

# 津山市史だより

2022.3  
第18号



戦時の木船建造用材として伐採される二宮の松並木

(『写真週報』第270号掲載写真を転載)

## 目次

- ・編さん委員会、部会通信他
- ・美作学講座
- ・刊行予定
- ・二宮の松並木の維持管理について 小島 徹
- ・国元における学問奨励 東 万里子
- ・土佐藩士 平井収二郎宛 鞍懸寅二郎書簡 小島 徹
- ・続・郡代所宛大庄屋嘆願書からみる天保期の津山藩領の農村社会 小林雄一郎

太平洋戦争の戦局が日本にとって不利になっていた昭和18年(1943)2月、重要な資源である鉄の不足に悩まされた日本政府は「軍需造船供木運動」を展開し、山林のみならず平地の巨木・大木の伐採を全国的に進めます。この運動に呼応して、津山市でも「西の松原」の名で親しまれてきた二宮の松並木の供出が決まり、4月19日の斧入れ式以降、実際に330本もの松が伐採されたのです。

津山市長の斧入れや翼賛壮年団員たちによる供木の運搬作業を撮影した写真は、内閣情報局発行の写真週刊誌『写真週報』に紹介されました。この供出に当たっては、作業の実施のみならず事前の調整・決定においても、地元の翼賛壮年団が重要な役割を果たしたことが、瀬田勝哉氏著『戦争が巨木を伐った』(平凡社刊)にて明らかにされています。

二宮国民学校報『松の翠』第41号に載せられた、当時初等科3年生の作文では「いよいよたふれた時、づしーんといふ音と一しょに皆家の中からとび出して松をながめました」と、臨場感あふれる表現で伐採の様子を記しています。当時の津山市民には、戦時の総動員体制の深刻化を象徴する出来事として受け止められたことでしょう。

(小島)

## 令和3年度

### 第1回

## 編さん委員会

令和3年11月1日

於津山市役所202会議室

まず、市長挨拶の後、委員の委嘱、正副委員長の選出が行われました。新たな委員として白石純氏・首藤ゆきえ氏が委嘱され、正副委員長にはそれぞれ定兼学氏・尾島治氏が選出されました。次に、令和3年度の編さん事業の進捗、各部会の開催・進捗状況について事務局が報告しました。これに対して、市史研究や市史だよりについて、刊行計画を協議し編集会議を開くべきとする意見や、市史編さんの日々の記録を残しておるべきとする意見が出されました。

続いて、新修津山市史通史編第1巻『自然風土・原始・古代』の構成に関連して、通史編全体の執筆要項を協議しました。委員からは、索引を入れてはどうかという提案などがありました。

## 部会通信

### ◆自然風土・考古部会

(部会長 白石委員、副部会長・行田氏)

9月18日に古代部会との合同部会を開催しました。各執筆者の進捗状況の確認を行いました。

### ◆古代部会

(部会長・狩野委員、副部会長・今津委員)

9月18日には自然風土・考古部会と合同で、また、令和4年1月13日には単独で部会を開催し、通史編の原稿執筆作業の打ち合わせを中心に協議を行いました。

### ◆中世部会

(部会長・久野委員、副部会長・前原委員)

1月9日に資料編の編集作業の最終確認・協議のため部会を開催しました。

### ◆近世部会

(部会長・定兼委員、副部会長・在間委員)

博物館資料の整理作業を継続して行っています。3月初旬に予定の部会は、コロナ対策のため延期となりましたので、事務局から部会員への書類送付・情報発信にて対応します。

### ◆近現代部会

(部会長・在間委員、副部会長・首藤委員)

多胡本家酒造所蔵資料の細目録を作成しているほか、執筆者による個別調査や資料編掲載候補の選定

を進めています。執筆者間の連携も図り、関連資料の情報共有を行っています。

12月4日には、1年半ぶりの部会を開催し、スケジュールの再確認や資料編第2章第6節までの掲載候補資料について協議しました。

### ◆民俗部会

(部会長・前原委員、副部会長・安倉氏)

新型コロナウイルスの影響で調査が難しいなかでも、しめ縄づくりの調査や聞き取り調査などを実施しました。

4月30日に部会を開催し、調査報告や、執筆項目の確認などを行いました。

### 編さん事業の経過(令和3年4月~)

令和3年	令和3年	令和3年	令和3年
1月9日	4月27日	4月30日	9月18日
1月13日	11月1日	11月27日	12月4日
中世部会	編さん室事務局連絡会議	民俗部会	自然風土・考古部会
古代部会	第1回編さん委員会	美作学講座第1回	近現代部会
美作学講座第2回	美作学講座第1回	近現代部会	美作学講座第2回

## 美作学講座 第1回

11月27日

### 「津山城下町の犯罪対策

#### —町奉行所同心と目明し—

講師：尾島 治氏（編さん委員）



今年度第1回の美作学講座は、「津山城下町の犯罪対策ー町奉行所同心と目明しー」と題

し、元津山市史編さん室長で津山市史編さん委員の尾島治氏に御講演頂きました。

はじめに、時代劇で馴染みのある同心や目明しの実態は江戸でのものであり、津山ではどのような存在だったのかを、町奉行が残した日記から考えたいと課題を提示されました。その上で、津山藩の同心について、足軽のため身分の保障はないが、

実際には世襲されることが多く、長く勤めれば家臣に取り立てられる例もあったとされました。

次に、目明しについて、江戸の目明しの多くは罪を犯した者で、同心

に私的に雇われた存在だったのに對し、津山の目明しの身分は町人で、町奉行の配下として活動していたと説明されました。目明しの身分は低くとも役人であるという意識が存在していたということです。津山松平藩では、概ね2人の目明しと、臨時の職務として目明し仮役が存在していました。目明し・目明し仮役の任命は町奉行の権限でしたが、目明し仮役は町奉行配下の同心小頭の判断で任命されました。目明し仮役は、目明しが病気や出張で不在の時などに、一時的に置かれる目明し候補者でした。彼らは日雇であるため、頻繁に任命と解任を繰り返されるものの、緊急時には勤めを果たすべき存在と考えられていました。津山の目明しは役人のため品位が求められ、良くない行いや職務怠慢が発覚すれば罷免されました。

目明しの仕事は、犯罪者の捕縛・護送・取り調べ、城下町の見回り・調査などで、盜賊の捕縛のため小豆島まで出張した事例もあったようです。給料は扶持米を支給する建前をとっていましたが、実際には現金でした。大年寄が日々の米相場に応じて現金を支給し、年末に精算しました。目明しは町人であったため、本業があるのが通例でした。講座では、東新町で旅籠屋をしている岩藏（本名は延屋重四郎）や芝居の勧進元をして、いた安岡町の米屋十右衛門が紹介されました。ちなみに、岩藏は短期の滞在者を受け入れるべき旅籠屋で、怪しい者を数日間滞在させたという理由で罷免となつており、目明しに求められた社会的な立場をうかがわせます。

講座は全体として実証的で説得力があり、史料に登場する歴史用語を現代的な表現や言葉に置き換えて説明されていました。聴講したみなさんも熱心に聞き入っていました。会場では時折笑いも起こり、終了後には、津山の犯罪の特徴を尋ねる質問などがあがつていました。

## 美作学講座 第2回

12月4日

### 「津山城の石垣修理工事について」

講師：豊島 雪絵（津山市文化課主幹）



二の丸東側石垣遠景（-----今回の解体修理範囲 -----昭和40・41年修理範囲）

美作学講座の2回目は、津山市文化課主幹で、津山市史編さんにも携わっている豊島が講師を担当しました。

講座では、令和元年度から継続して実施している史跡津山城跡の二の丸東側石垣修理工事の話を中心に、工事に伴う発掘調査から新たに分かったこと等の説明がありました。解体している石垣の背面に、別の石垣が埋没していたことや、土壠の基礎になると考えられる石垣が広い範囲で確認されたこと、石垣面にみられる排水口の内側の構造などについて説明がなされました。

津山城の石垣の背面は基本的に栗石と呼ばれる拳大くらいの河原石がつめられていますが、石垣の中段を解体していた際には、築石（表面の石垣に使う石）として使用できるくらいの大きさの石が背面に入れられていたことが分かりました。また、石垣最下段の調査では、石垣の根石（一番下の基礎となる石）が、地山（盛土がされていない元々の山のこと）を掘り込んで据えられ、石垣の前面には栗石が詰められていたこと（掘込地業といいます）など、石垣を解体しなければ判明しなかつたことが、調査写真や図をみながら紹介されました。また、二の丸東側石垣は昭和40年から41年にかけて部分的に解体修理が行われていることから、昭和の石垣修理工事部分の調査では、石垣を積む際に、積みの調整を行うため、石と石の間に鉄製の楔（くさび）が多用いられていましたことや、築石として使わなかつた石を石垣の背面に入れていた状況が確認されたことも示されました。

工事によって次々に判明した新たな情報に、聴講者の皆さん興味深く聴き入っていました。

二の丸東側石垣は、本丸から一段下がったところにある帶曲輪で、過去に二回崩落したことが過去の文献や記録から分かっています。最初の崩落



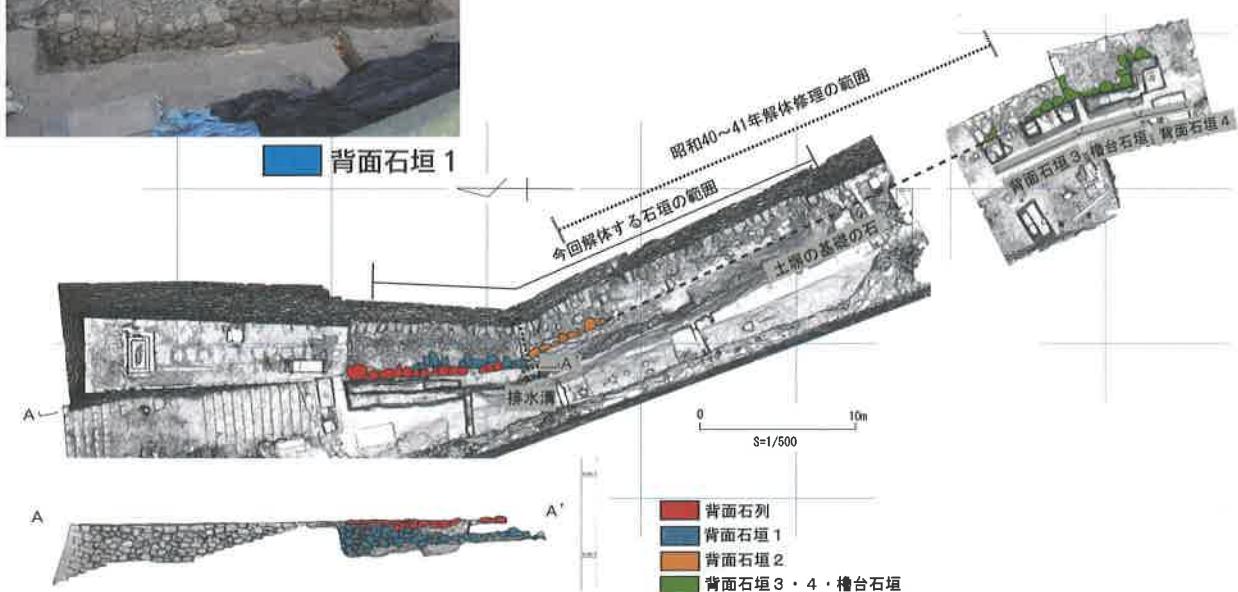
背面石列



背面石垣 2



背面石垣 1



### 二の丸東側石垣の発掘調査でみつかった遺構（3次元測量陰影図に遺構を着色したもの）

は明和6年（1769）で、「太鼓櫓下」の石垣が崩落し、稲荷宮（現在の千代稲荷神社）の玉垣や建造物に被害が及んだという記述が江戸時代の日記に見られます。二度目は昭和39年（1964）で、集中豪雨によるもので、翌40年～41年にかけて修理が行われました。

解体により新たに確認されたものとして、石垣背面からの石列と石垣があります。背面石列は石垣から約3m内側に入ったところでみつかりました。天端には14個の石が面を揃えた状態で一列に並んでいます。背面石垣1は背面石列の石を撤去したその下からみつかりました。石垣は、鉤形に東へ折れ曲がり、そこからさらに南へ延びています。石垣は最も深いところで五段程度（高さ2m弱）あります。北側は、さらに北にある雁木（がんぎ石の階段）の袖石垣に続いていることが分かりました。背面石垣2は石垣の入隅（折れ点）から南側にかけて、石が一列に並んだ状態で確認されました。石は背面石垣3につながると考えられます。背面石垣2は、調査では一段しかみつかっていませんが、本来は二段積みであつた可能性が考えられます。背面石垣2と3は、瓦屋根が葺かれた土塀の基礎の石垣と考えられます。

石垣修理工事はまだ継続中です。工事の状況を皆さんに間近で見ていただく機会は限られていますが、できるだけ進捗状況をお知らせできるようにしたいと考えています。

## 新修津山市史資料編『古代・中世』刊行予定

市史編さん室では、今年度末に新修津山市史資料編『古代・中世』を刊行する予定です。

本書は奈良時代以前から織豊時代まで、現在の津山市域を中心とした美作地域関連の古文書や金石文などの文字資料を中心に紹介する資料集です。

構成は編年編・出土文字資料編・文芸編・家分け編・金石文編の5編となっています。

ご期待ください。

## 『津山市史研究』第7号刊行予定

市史編さん室では『津山市史研究』第7号を3月末に刊行する予定です。執筆者と内容は下記のとおりです。

### 【第7号】

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ・岡山県津山市中宮一号墳出土の銀装大刀   | 上梅 武   |
| ・一八九〇～一九一〇年代の津山町財政の推移 | 首藤 ゆきえ |
| ・旧津山藩主松平家の土地集積と家政組織   | 尾島 治   |

※新修津山市史資料編『古代・中世』・『津山市史研究』第7号の価格や販売場所については、次号以降に掲載する予定です。

## 書籍好評販売中

郷土博物館で下記の書籍などを販売しています。

- ・新修津山市史別巻『つやまの民話』
- ・新修津山市史資料編『考古』
- ・『津山市史研究』第1号～第6号



## 一宮の松並木の維持管理について

小島  
徹

はじめに

本号の表紙で触れた、戦時中の供木によつて伐採された二宮の松並木は、津山城下西端の筋違橋西詰から高野神社の鳥居前に至る約1.5km

る往来筋にも同様に植樹された東松原は、戦前までにほとんど切り尽くされました。この西松原は供木伐採まで江戸期の壮観をそのまま伝えていました（左上の写真参照）。

直の霧里・山の道・一編

に分担させて、西は339本、東は114本に及ぶ松を5日がかりで植え替えさせた記述があります。西松原の本数は、戦時中の供木伐採時の本数とほぼ同じですから、この時にはほぼ全ての松を植え替えたものと

の植え替えまでが82年と、100年に満たない年数で植え替えられた計算になり、現代の私たちから見れば、ずいぶん頻繁な植え替えのような印象を受けます。それとも、風で倒れたり枯れたりして、明らかに植え替えが必要な状況が生じたことによるものでしようか。



## 『津山町写真帖』掲載の大正末年頃の二宮松並木

いました。城下に連なる往来筋のため、その道の幅や美觀が損なわれぬよう江戸時代を通じて藩が管理したものと思われます。松も年数を経れば年老いて枯れてしまいますがから、定期的に「植継（植え替え）」が行われていたようです。

年（1680）に初めて植樹された  
のだといいます。<sup>(1)</sup>城下の東端に連な

津山藩松平家文書の「御定書」のうち天保6年（1835）8月の「御城下続東西村々往還幅定尺取極」によれば、城下東西の松並木の道幅は1丈8尺（約5.5m）、その両脇の松の植えしろの幅は8尺（約2.4m）ずつと定められ、建物や田畠などでその植えしろを削る行為を禁じて

尺（約1.5m）くらいの勢いの良い雄松に植え替えるよう指示されています。寛延期の記録には、植え替え用の松の仕様が記されていませんが、いずれにせよ、樹勢の衰えた木のみを選び出すのではなく、並木の全てが大半を、一斉に植え替えてい

(1) 矢吹家弓斎叢書19「津山藩町奉行・郡代御用日記」のうち「郡代日記」寛延2年2月7日条の頭注記載による。  
(2) 津山藩公平家文書H-14。『岡山

おわりに

え用の松の仕様が記されていませんが、いずれにせよ、樹勢の衰えた木のみを選び出すのではなく、並木の全てが大半を、一斉に植え替えていた様子が見て取れます。

延宝期の初の植樹から寛延期の植え替えまでが69年、それから天保期

(2) 津山藩松平家文書H-34。『岡山県史』第25巻「津山藩文書」に翻刻を収録。

三

(1) 矢吹家弓斎叢書19「津山藩町奉行・郡代御用日記」のうち「郡代日記」寛延2年2月7日条の頭注記載に

(2) 津山藩松平家文書H-34。『岡山  
県史』第5巻「津山藩文書」二

(3) 前掲(1)の同日条本文。

(3) 前掲(1)の同日条本文。

# 国元における学問奨励－松平康哉の時期を中心にして－

東万里子

## はじめに

津山藩主松平康哉は、学問を奨励したことで知られる。

『津山市史第四卷』（注1）では、「津山藩に学問の気風が広がつてゆくのは、康哉の時代からである」とし、大村莊助・飯室武仲・山下官彌らを仕官させ、講釈させたことなど指摘している。渡部武著『津山町奉行』（注2）には、大村と飯室の講釈についてその経過が記されている。しかし「国元日記」には、大村や飯室の講釈以外にも、より詳細な学問奨励についての記述がある。よってここでは、雑多ではあるが、関連するトピックを「国元日記」から抽出し、康哉期の学問奨励について考える一助としたい。

## 康哉以前の状況

まずは、康哉以前の状況について確認しておきたい。現在調査している中では、「国元日記」中に定期的に講釈の記事が出始めるのは、寛保二年（一七四二）、康哉の父・長孝が初めて津山へ帰国した年である。八月四日に永田省吾の講釈

を長孝が聞き、四のつく日に講釈が行われることになった。二日後六日には、浜田平大夫の軍書講釈があり、これは八月中にあと二回行われた。「老人伝聞録」（『温知会誌第一編』）では、永田は京都の伊藤東涯の門下であったとしている。

また、寛延三年（一七五〇）六月三日には、永田省吾に預けられた御書物のうち、「弁道」「弁名」『論語微』『周礼』について、家中で望む者がいれば見せるようとの指示が出る。この書籍のうち、「弁道」「弁名」「論語微」は、荻生徂徠の代表的著作であること目を引く。

さて、この学問所であるが、設置の記事以降、「国元日記」にその後詳細な記述が見られない。そのかわりに、学問所設置前後から「講釈場」という言葉が頻出するのである。ここでは、まず学問所と講釈場の関係について考察したい。

このように、康哉の父であり、宝暦の改革を推進した前藩主長孝の時期から、すでに学問奨励の動きが見られる。しかしながら長孝は病により宝暦五年（一七五五）三月に参府してから津山へ帰国することなく宝暦十二年に亡くなつた。

## 学問所の設置

長孝が亡くなつてから三年後、藩主康哉十三才の時、国元に学問

所が設置された。この学問所設置については、詳細不明とされ（注3）、瀬島宏計氏「津山藩の安永改革」（注4）においては詳細は不明としながらも、幼年の康哉よりも、家老の主導による部分が大きいのではないかとしている。前藩主長孝の頃には、すでに学問奨

励の動きがみられることから、瀬島氏の指摘通り、この学問所設置は、康哉が主導したというよりは、前藩主からの流れに沿つたものであつたと考えられる。

さて、この学問所であるが、設置の記事以降、「国元日記」にその後詳細な記述が見られない。そのかわりに、学問所設置前後から「講釈場」という言葉が頻出するのである。ここでは、まず学問所と講釈場の関係について考察したい。明和二年（一七六五）六月十八日に「一、今般下御殿跡江学問所被仰付」とある。学問所が設置された場所は、下御殿跡であつた。これはおそらく正徳に建てられた御殿の跡であると考えられる（注5）。そして、六月二十六日から

## 様々な講釈

つぎに、どのようなテキストをもとにだれが講釈を行つていたの

か、管見の限りその初出を表にまとめた。

年月日	テキスト	講師
明和二年四月一日	論語	大村庄助
明和五年八月三日	貞觀政要	大村庄助
天明八年五月三日	帝範臣軌	大村庄助
寛政二年七月二二日	管子	山下官弥
寛政二年十月七日	三河記類	伊藤燕石
(三河) 後風土記	中庸	植村正助
正木兵馬		

釈がおこなわれ、講釈の回数が増加している。また、(5)の伊藤と(6)の植村などの学者を一時的に招聘し、講釈を行わせている例も見られる。康哉自身の交友や学問の方針が徐々に反映されていったのではないだろうか。

#### 学問の成果を見せる場

そして、折りにふれ、寸暇を惜しんで学問と武芸に励み、そして講釈場へは若者だけではなく、老輩も出席するように指示が出ていた

これらはたまたまテキスト名が国元日記に出ていただけであり、他のテキストも用いられた可能性が高いし、これらが重複して講釈が続いている時期も多い。寛政三年三月頃から十二月の期間を見ると、原則的に二と七のつく日が講釈日、三と八がつく御用日に管子講釈が行われ、加えて月に一・二回、正木兵馬による後風土記の講釈が行われた。詳細不明な点が多いが、経過を概観すると、論語といつた基本から始まり、康哉が三十代を越えたころから、新たに召し抱えた山下や正木などによる講

釈がおこなわれ、講釈の回数が増加している。また、(5)の伊藤と(6)の植村などの学者を一時的に招聘し、講釈を行わせている例も見られる。康哉自身の交友や学問の方針が徐々に反映されていったのではないだろうか。

（注6）武芸学問の他にも、大小役人は筆算を心がけるようにして、実務に直接役立つことも積極的に奨励した（注7）。指示が出され、城でも講釈を行っているが（表の⑥など）、その活動の中心は、町や村での講釈であつたことを指摘している。また、この講釈は子供を対象としたものもあり、よく教えを守つた子供へは、褒美

（注7）『津山市史第四巻近世II』（一九九五）  
（注8）渡部武「更張策と新政」（津山町奉行、一九八二）  
（注9）『瀬島宏計「津山藩の安永改革」（鷹陵史学二九、二〇〇三年、鷹陵史学会）  
（注10）尾島治「絵図で歩く津山城下町」（一〇一二九八）  
（注11）竹久順一「美作国府館構城下町の検証」（一九九五）、拙稿「正徳の新御殿」（津博一〇一号）  
（注12）明和二年十月十一日、明和三年八月二十一日、明和五年十月十二日、明和五年十二月十八日、明和八年三月六日、明和八年四月三日、天明二年十月十四日、寛政四年閏二月二十三日など  
（注13）安永三年八月六日、安永九年十一月四日  
（注14）寛政三年二月十八日、寛政四年八月七日  
（注15）前掲注1

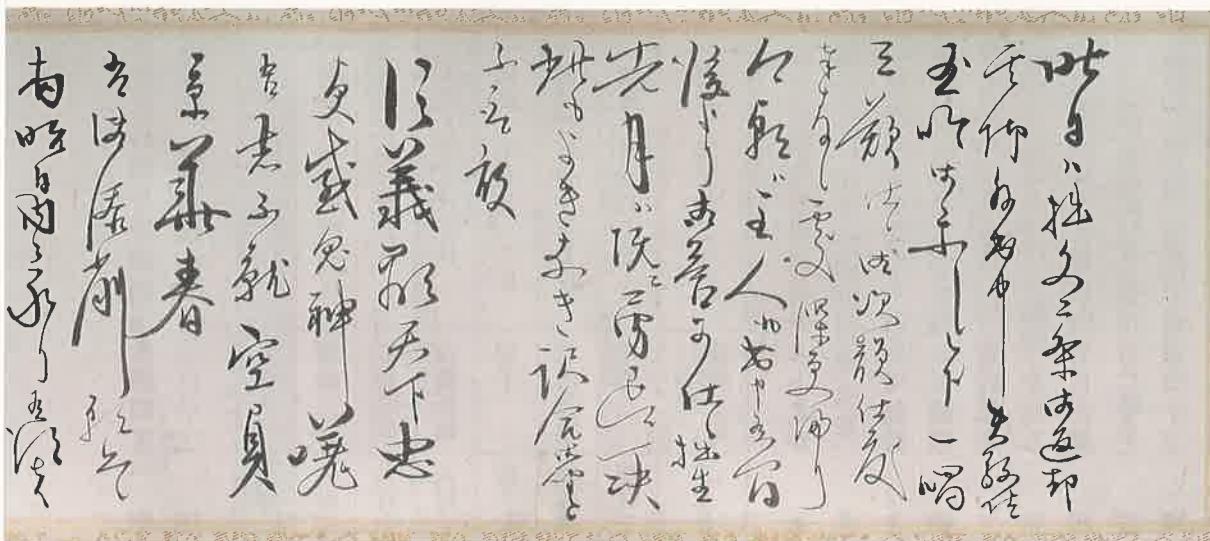
の指示のうちに、康哉が帰城した天明二年から三年の間に、実際に康哉が素読を聞く機会が設けられた記述は見つからないが、天明六年十二月七日、寛政三年二月四日などには、三十才以下の面々の素読を聞いている。また、八才から十四才は、康哉の面前で一・二文字を認めることがあった（注8）。

学問奨励は藩士達のみではなく、村や町へも行われた。大村庄助は、明和六年から町で孝経の講釈を行っていた（注9）。また、渡部武著『津山城下町』では、康哉が心学を信心し、植村正助を招聘、植村は寛政二年など数回来津すると、城でも講釈を行っているが（表の⑥など）、その活動の中心は、町や村での講釈であつたことを指摘している。また、この講釈は子供を対象としたものもあり、よく教えを守つた子供へは、褒美

が頻繁に出ており、その成果を見る機会が八才から設けられていことなどがわかつてきた。また、藩士達だけでなく、村や町、そして子供達へも積極的に学問を奨励し重要であった。しかし一方で、支配する上で都合のよいテキストを選定しているはずで、そういう考え方を広めるという側面も大きかっただろう。今後より詳細に検討していくたい。

# 土佐藩士 平井収二郎宛 鞍懸寅二郎書簡

小島 徹



平井収二郎宛 鞍懸寅二郎書簡（高知県佐川町立青山文庫所蔵）

## 書簡の読み下し

※マーカーを引いた  
語句は脚注または  
末尾に説明あり

昨日ハ拙文ニ条御返却、  
其砌外出中、失敬仕候、  
玉吟お示し被下、一唱

三歎仕候、御次韻仕度

奉存候處、深更帰り、

今朝ハ主人江出申候間、

※主人＝津山藩主  
松平慶倫

後より御答可仕候、拙生

先月ハ既ニ勇退へ一決、

此もよきなき詫合御座候、

不敢、

信義顕天下、忠

貞感鬼神、嗟

吾志不就、空負

京華春、

右御添削願上候、

扱、昨日内々承り候得者、

## 平井収二郎とは

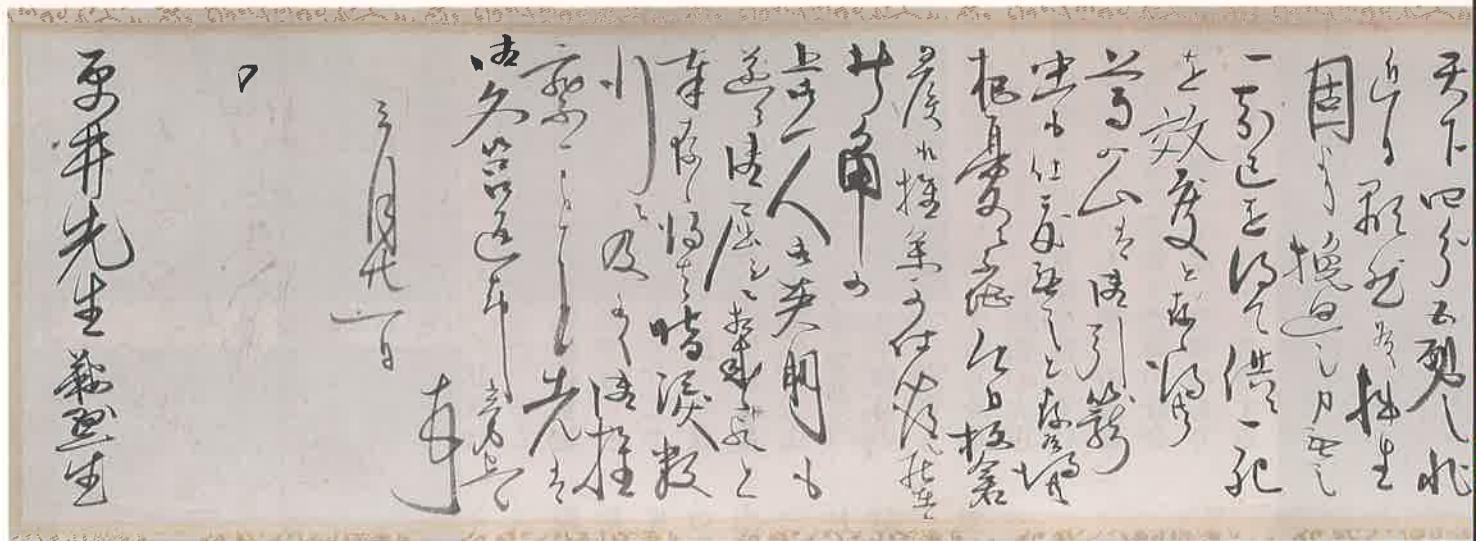
宛名の平井収二郎（1835～63）は土佐勤王党の一員で、文久2年8月以降、京で薩長などの諸藩士や公家らと交わりながら土佐藩尊攘派の中

## 資料の所在と確認の経緯

上の資料は、幕末・維新期に活躍した津山藩士で尊攘派の鞍懸寅二郎が、土佐藩士で同じく尊攘派の平井収二郎に宛てた書簡です。日付は月日のみですが、鞍懸の上京時期と平井の没年から、文久3年（1863）の書簡と考えられます。

この書簡は、高知県の佐川町立青山文庫の所蔵です。佐川町は高知県中西部の町で、江戸時代は土佐藩筆頭家老の深尾家の所領でした。青山文庫では、佐川の領主・深尾家の資料や、同町出身の元宮内大臣田中光顕が収集した坂本龍馬・中岡慎太郎・武市瑞山ら志士たちの遺墨コレクションなどを収藏・展示しています。

実は、筆者が編集に関わった『史料が語る津山藩士鞍懸寅二郎』の原稿執筆過程で、関連資料のネット検索中に偶然、この書簡の存在を知り、許可を得て画像を取り寄せたものです。



天下四分五裂之非、

近日顯然候、拙生

固より挽廻之力無之、

一知己を得て供ニ一死

を效度と存候得共、

尊公は御引籠、

近も仕度無之と存候得共、

杞憂<sup>江</sup>不堪、今日板倉

侯<sup>江</sup>推参可仕心得<sup>江</sup>罷在候、

折角の

上御一人御英明も

遂<sup>江</sup>御屈し<sup>江</sup>相成候歟と

奉存候得者、暗涙數

行<sup>江</sup>及、永く御推

察可被下候、先は

御文宮返却旁申上候、

頓首

三月廿一日

メ

平井先生 鞍懸生

※次韻<sup>江</sup>他人の漢詩と同一の韻を用いた作詩  
(<sup>江</sup>和韻)のうち、同じ字を同じ順に用いた作詩。同じ字を順不同で用いれば用韻、同じ韻で他の字を用いれば依韻。

心として盛んに活動しましたが、藩政改革を試みる中で公武合体派の前藩主山内容堂の怒りを買ひ、文久3年3月に失職・帰国し、6月8日に切腹を命じられ、29歳でその生涯を閉じました。

書簡の内容と歴史的価値

書簡の前半では、鞍懸と平井の間で頻りに漢詩をやり取りしていた様子がうかがえ、この書簡でも五言絶句をしたためて、添削を依頼しています。中ほどに「天下四分五裂」以降が、当時の状況を記した本題です。当時は、徳川家茂が将軍として229年ぶりとなる上洛の最中で、朝廷から攘夷の実行を迫っていた時期でした。また、平井が容堂の怒りを買って失職・帰国する直前に当たりますが、それをうかがえるような文言は見当たりません。この1通のみから文意を詳細にくみ取るのは困難ですが、鞍懸たちにとつて不利な状況に陥り、そのことを悲観しているようです。

詳細な読解には、新たな資料の確認や研究の進展が必要ですが、このたび津山以外の土地に伝わる鞍懸の書簡を確認できたのは、彼の履歴や津山藩の幕末維新史の研究を進めるうえで重要なことです。それは、他藩応接掛であつた鞍懸の、諸藩の志士との幅広い交流を裏付けるものだからです。他所にも彼の遺墨が残つていると期待できる、そのことを教えてくれる貴重な資料です。

# 続・郡代所宛大庄屋嘆願書からみる天保期の津山藩領の農村社会

小林雄一郎

## はじめに

前回、筆者は、天保九（一八三八）年四月、大庄屋たちが構の編成によって生じた問題を訴えた嘆願書を紹介した（小林「郡代所宛大庄屋嘆願書からみる天保期の津山藩領の農村社会」、「津山市史だより第十七号」、二〇二一年、以下拙稿①）。しかし、そうした状況は改善されることがなかつた。そこで、大庄屋たちは再び嘆願書を提出したようである。本稿では、その嘆願書を検討することで、二つの課題に取り組みたい。第一の課題は、天保期における津山藩の農村社会が抱えていた問題を、大庄屋の視点から考えることである。今回の嘆願書は、天保九年四月のものと比較すると長文で、内容も多岐にわたっている。それらを検討していくことで、天保期の大庄屋がいかなる問題意識を持つていたのかを考えていく。第二の課題は、構の編成の背景と当時の社会情勢から、郡名を冠した構のあり方が旧制に戻った理由を考察することである。大庄屋たちは、二度の嘆願書において、現在の構のあ

り方では構内の諸事が差し支えるので元に戻して欲しいと訴えている。しかし、天保九年三月に編成された郡名を冠する構のあり方は、二度の嘆願書が出された後も変化しなかつた。結論から述べれば、大庄屋たちの訴えが受け入れられたのは、嘉永六（一八五三）年八月である。なぜそれまで聞き入れられなかつた訴えが嘉永六年段階で受け入れられたのか。以前検討した課題であるが（小林「天保九年の領地替に伴い行われた構の再編について—その二—」、「津山市史だより第十五号」、二〇二〇年、以下拙稿②）、その後得られた知見を踏まえて、この点を検討していく。

一御代官様之義も、先前者御直<sub>ニ</sub>御用談も御座候處、近年者別而御權威強、大庄屋共江御用向被仰聞候儀者稀に相成、申上御用御達御用<sub>ニ</sub>至迄、諸向御下代取次のみ<sub>ニ</sub>御座候間、無何と御下代迄權威強、御所務筋者多分御下代<sub>ニ</sub>直に中庄屋共江御達<sub>ニ</sub>相成、且又 御旧領拔御檢見之儀ハ、中稻・晚稻兩度<sub>ニ</sub>御見分被成下候御法<sub>ニ</sub>御座候處、近年御新領御檢見取同様 御旧領拔御旧法と違、御取調荒目<sub>ニ</sub>相成候處<sub>ニ</sub>、近年惣作御檢見高増長仕、御檢見前後共御下代江音物不少趣<sub>ニ</sub>相聞、下方<sub>ニ</sub>而者御引方平等<sub>ニ</sub>も參兼、且者御物成<sub>ニ</sub>も相響候義<sub>ニ</sub>而、不容易義<sub>ニ</sub>

乍恐格別密事奉書上候、  
一御郡代様、先前者大庄屋共江別而御親<sub>ニ</sub>厚く、不寄何等<sub>ニ</sub>御内意書のままとした。

**史料翻刻**

子十二月付、郡代所宛大庄屋連署嘆願書（「立石家資料」六三六〇）※欠字はできるだけ原文書のままとした。

も御座候<sub>ニ</sub>付、大庄屋共<sub>ニ</sub>も下々之義共無腹臓申上來候訳柄<sub>ニ</sub>御座候處、當時<sub>ニ</sub>而者御下役中様并御下代へ万端御用談申上、猶被仰聞候振り合<sub>ニ</sub>相成、御威光高厚御用談も無御座候間、大庄屋共も奉恐入、多分御下代又者入れられなかつた訴えが嘉永六年段階で受け入れられたのか。以前検討した課題であるが（小林「天保九年の領地替に伴い行われた構の再編について—その二—」、「津山市史だより第十五号」、二〇二〇年、以下拙稿②）、その後得られた知見を踏まえて、この点を検討していく。

一御代官様之義も、先前者御直<sub>ニ</sub>御用談も御座候處、近年者別而御權威強、大庄屋共江御用向被仰聞候儀者稀に相成、申上御用御達御用<sub>ニ</sub>至迄、諸向御下代取次のみ<sub>ニ</sub>御座候間、無何と御下代迄權威強、御所務筋者多分御下代<sub>ニ</sub>直に中庄屋共江御達<sub>ニ</sub>相成、且又 御旧領拔御檢見之儀ハ、中稻・晚稻兩度<sub>ニ</sub>御見分被成下候御法<sub>ニ</sub>御座候處、近年御新領御檢見取同様 御旧領拔御旧法と違、御取調荒目<sub>ニ</sub>相成候處<sub>ニ</sub>、近年惣作御檢見高増長仕、御檢見前後共御下代江音物不少趣<sub>ニ</sub>相聞、下方<sub>ニ</sub>而者御引方平等<sub>ニ</sub>も參兼、且者御物成<sub>ニ</sub>も相響候義<sub>ニ</sub>而、不容易義<sub>ニ</sub>而、御不為之筋<sub>ニ</sub>奉存候、且又惣作地主付御歩下り并、難渋村御手當米・牛代、其外拝借類、御手當以前、御下代江中庄屋以下之もの<sub>ニ</sub>、音物等持參い歎書差出候以前、御下代江中庄御下役中様江申上候様罷成居申候、尤御廻状御文意迄も御先規と違申候、

一御代官様之義も、先前者御直<sub>ニ</sub>御用談も御座候處、近年者別而御權威強、大庄屋共江御用向被仰聞候儀者稀に相成、申上御用御達御用<sub>ニ</sub>至迄、諸向御下代取次のみ<sub>ニ</sub>御座候間、無何と御下代迄權威強、御所務筋者多分御下代<sub>ニ</sub>直に中庄屋共江御達<sub>ニ</sub>相成、且又 御旧領拔御檢見之儀ハ、中稻・晚稻兩度<sub>ニ</sub>御見分被成下候御法<sub>ニ</sub>御座候處、近年御新領御檢見取同様 御旧領拔御旧法と違、御取調荒目<sub>ニ</sub>相成候處<sub>ニ</sub>、近年惣作御檢見高増長仕、御檢見前後共御下代江音物不少趣<sub>ニ</sub>相聞、下方<sub>ニ</sub>而者御引方平等<sub>ニ</sub>も參兼、且者御物成<sub>ニ</sub>も相響候義<sub>ニ</sub>而、不容易義<sub>ニ</sub>而、御不為之筋<sub>ニ</sub>奉存候、且又惣作地主付御歩下り并、難渋村御手當米・牛代、其外拝借類、御手當以前、御下代江中庄屋以下之もの<sub>ニ</sub>、音物等持參い歎書差出候以前、御下代江中庄御下役中様江申上候様罷成居申候、尤御廻状御文意迄も御先規と違申候、

一御郡代所御下代并御同心迄、中庄屋以下共、別而馴々敷音物并、鄉宿等<sub>ニ</sub>おいて毎々酒宴之交等有之、兼々嚴敷被仰出候得共、兔角密々難相止、鄉中御掛之内御暮向・家作等不都合之方も間々御座候趣、右等之処<sub>ニ</sub>中庄屋以下之もの共存間敷御用向も前以相弁候義も有之、御不締之段、奉恐入候義<sub>ニ</sub>御座候、中庄屋以下之内、心得違之もの共も御座候得共、當時御勤被成候御役人様江者白地に難申上義も御

捕、其外とも御郡代所において入用出来之分、其時々小手形を以、払屋取替被仰付來候處、近年御吟味被成下候御趣法<sup>ニ</sup>而表向大庄屋三人江懸被仰付、内実御郡代様御取扱被成下、郷中御手当筋<sup>ニ</sup>可相成様<sup>ニ</sup>も奉存候得共、全体諸入用筋之義者、巨細之訳御沙汰無御座候而者、下方<sup>ニ</sup>而疑惑仕候訳柄も有之、懸名目大庄屋共迷惑仕候、且又右等之諸入用之義迄御役所<sup>ニ</sup>而御取扱被成候御儀者、先前<sup>ル</sup>不及承義<sup>ニ</sup>而、御威光茂如何と奉存候、

一御添役内山様、御下役樺野林内様・神西源左衛門様、右御三人之儀者、諸事御廉直<sup>ニ</sup>御座候得共、林苔一郎様、郷中御教諭方御勤被成、御尤之御義のみ<sup>ニ</sup>も不相聞、且御勸農方締り方不宜趣、何卒佐藤郷左衛門様御勤中之通、被仰付度奉存候、一諸御役所<sup>ル</sup>郷中へ御差出之御用状并大庄屋・中庄屋共<sup>ル</sup>差出候御用状持給米、郷宿江為請負仕来之分并大庄屋小使給米、中庄屋以下、御役所腰懸<sup>ニ</sup>而相用候炭代・米迄、去ル辰年、御郡代所江右米不残御引取、御小使・

遣、可申御定<sup>ニ</sup>者御座候得共、立石被成、大庄屋義も右中間・召斗被成、以下迷惑仕候、且郷中高掛入用物を以、御役所小使・中間御召抱御用弁被仰付候例、先前<sup>ル</sup>無御座候間、何卒御役所小使・中間之義者別段於御役所、御召抱被成下度、郷中受小使御用状持給・炭代之義、先前之通被仰付度奉存候、

一去ル戌年、御高替<sup>ニ</sup>付、大庄屋共触分被仰出、其節難済之始末別紙之通口上書を以、御願奉申上候處、触号之儀者先規之通構号<sup>ニ</sup>被仰付候得共、其余之義者今以何之御沙汰も無御座候、然ル処、不弁理<sup>ニ</sup>相成候処<sup>ル</sup>自然と諸入用も相増候向も御座候、且小豆嶋之儀者村毎<sup>ニ</sup>大庄屋被仰付候程之義<sup>ニ</sup>御座候<sup>ニ</sup>付、何卒先規之御振り合<sup>ニ</sup>御召仕被成下候様、奉願上度奉存候、

一右者重々奉恐入候御儀<sup>ニ</sup>而、可奉申上訳<sup>ニ</sup>者無御座候得共、格別重き御尋<sup>ニ</sup>付申上残候而者、猶々書上候、以上、

子十二月

大庄屋  
土居督左衛門

立石助右衛門

福島善兵衛

土居藤七

多胡国平

中嶋多右衛門

近藤忠左衛門

安黒權十郎

大庄屋手伝

福島惣右衛門

中嶋孫左衛門

土居藤左衛門

土居辰五郎

## 史料解説

連署している大庄屋の名前・肩書きと史料の文面から、天保十一年（庚子、一八四〇年）と推定される。なお、大庄屋のうち大谷茂助（天保九年三月から大庄屋、「印鑑帳」大谷家文書、「郡代日記」津山松平藩文書、いずれも津山郷土博物館蔵）、土居太郎右衛門（天保十年九月から大庄屋、「印鑑帳」、植月綱五郎（天保九年三月から大庄屋、「印鑑帳」、「郡代日記」）岸本佳十郎（天保十三年六月役免）、郡代一大庄屋といふ伝達ルートが

「郡代日記」は連署に加わっていない。大庄屋手伝は、史料上で確認できる全員が連署に加わっている。

一条目は、郡代の「御威光」が上がり、大庄屋が郡代と直接話す機会がなくなり、郡代からの廻状の「文意」も以前とは変化したと述べている。籠橋俊光によれば、「近世の人びとが文書を発給する場合には、彼らの身分的・社会的な地位や立場を反映した何らかの規則が適応される」という（「藩社会と地域社会——仙台藩の「大肝入」と「文通」——」、敷田貫・奥村弘編『近世地域史フォーラム2 地域史の視点』三一ページ）。具体的には、肩書の有無、宛名や差出における苗字の書き方（すべて記す諸苗字、最初の一文字だけ記す片苗字、苗字を記さない無苗字。無苗字が最も厚札、諸苗字が最も薄札）、敬称の有無や種類（殿か様か、など）などである。大庄屋たちは郡代との文書をめぐる「何らかの規則」に変化を感じていたようである。

二条目では、郡代の権威上昇に伴い、配下の下代の権威まで高まっている状況を指摘している。

稀になり、郡代—下代—大庄屋、さらには郡代—下代—中庄屋といふ伝達ルートが「多分」となった。また、年貢の税率を決める「検見」が「荒目」となり、税率が「増長」しているという。中庄屋が下代へ「音物」を贈り、それによつて年貢の減免にも差が出ていた。年貢の納入は、下代の命令を受けて、中庄屋が行うこととなつていた（『津山市史第四卷』一四八ページ）。その年貢徵収において、事務的な関係だけでなく、個人的な関係が結ばれていたため、大庄屋たちは問題視している。郡代の権威の上昇によつて、下代と中庄屋以下の者が様々な嘆願について相談するようになつた。その際にも、中庄屋から下代に「音物」が贈られているようである。さらに下代からの中庄屋がお礼の金銭を贈つている問題も訴えている。大庄屋にとって、下代と中庄屋が必要以上に結び付くのは、彼らの存在意義に関わるため、看過できない問題だつたと考えられる。年貢の検見をめぐる問題は、他藩でも問題となつてゐる。熊本藩では、享和三年（一

八〇三）に検見法から定免法に移行する際、手永（大庄屋）が藩役人の出張停止を上申している（今村直樹『近世の地域行財政と明治維新』五〇ページ）。これは、藩役人の出張に係る出費を抑えるためであつた。今回の史料でも、検見に来る下代への贈り物や次に掲げる「酒宴」が問題となつてゐる。一方で、接待を受ける側の下級役人の立場を考えると、彼らは身分が低く、生活の保障もなかつた。そのため、後の生活も考えると、金錢を受けざるを得なかつたといふ事情があつた（定兼学「代官手代—寛政改革期の風評にみる—」、久留島浩編『支配を支える人々』一七八ページ、吉川弘文館）。

三条目も下代・同心と中庄屋の結びつきについてである。中庄屋が連日下代・同心のために贈り物や酒宴を行う点を問題視している。酒宴などを通じて、中庄屋が本来知るはずのない用向きまで事前に察知しており、「心得違」であると大庄屋たちは不快感を示している。四条目は、「盜賊召捕」などに関する経費（「入用」）について訴えている。これまでには「小手形」で簡単に処理されていたのが、近年

役所で吟味されるようになり、その「御沙汰」が詳細でないという。「下方ニ而疑惑」も生じており、程度の事案で「役所」の「取扱」「吟味」が必要なのかという不満も漏らしている。「郡代日記」によれば、大目付から郡代に、近頃盜人が多いため、しつかり吟味するように通達があつた（『郡代日記』天保九年六月二十八日条）。この通達によつて、役所側は吟味を厳格にしたと考えられる。しかし、この文面からでは大庄屋たちが具体的に何を不満に思つていたのかよく分からぬ。そこで「大割式」という史料をみる。この史料は、村々でかかる様々な経費を取り上げ、それが大割（藩領全体で負担する支出）・構割（構で負担する支出）などに分類したものである。「大割式」によると、盜賊を捕らえた場合、大庄屋まで届け出て、吟味の上で追い払うこととなつていた（『鏡野町史史料編』一六四ページ）。その際にかかる「盜賊賄」（捕らえた盜賊の食費などのこと）は、「一賄五合で大割に分類された。

五条目は役人の評価である。郡代添役の内山洞藏、郡代下役の樫野林内・神西源左衛門は万事に私であつた。ただし、盜賊を役所へ召し出す場合、役所の人間にかかる費用がさらに大割となつた。役所の吟味が入ると、大割は増加するようである。大庄屋たちが問題としたのは、この点であろう。自分たちで吟味し追い払う場合、大割は「盜賊賄」だけで済む。しかし、役所の吟味が入ると、役人の番の費用も大割に含まれてしまう。しかも、役所が介入する「巨細之訣」も知らされない。根拠なく負担が増大するため、「下方ニ而疑惑」となつた。その疑惑が大割の帳簿を作成する大庄屋たちへ向けられたため、「迷惑」であると今回の訴えに至つたのだろう。津山藩では、諸入用の割賦をめぐつて百姓が庄屋を訴えた事例があつた（『鏡野町史通史編』四五一・四五二ページ）。平の百姓に庄屋の行政を監査するだけの能力があつたことから、大庄屋の帳簿作成へ向けられた「疑惑」はそれ以上のものと推測できる。大庄屋の側もそうした点を意識していたことが本史料からうかがえる。

心がなく正直であるが、郷中教諭方を務める林苔一郎は道理に適わず仕事ぶりが良くない。佐藤郷左衛門は、是非とも郷中教諭方に留任してほしいと訴えている。大庄屋から「諸事御廉直」と評価された三人のうち内山・樺野の二人は、その後それぞれ郡代・大坂詰の目付へと昇進・転任している（「勤書」D3-1-100・D3-1-109、津山松平藩文書、津山郷土博物館蔵）。残る神西は、安政三年六月まで下役を務め、翌年四月に没している（「勤書」D3-1-110）。低評価を受けた林は天保七年から現職で、同十二年正月に役免となっている（「勤書」D3-1-87）。大庄屋側の評価が反映されたのかもしれない。佐藤は天保二年から現職で、この時の訴えから一年半同職を務めた後、同十三年五月に病気を理由に役免となっている（「勤書」D3-1-116）。

六条目は、郡代所と大庄屋・中庄屋間の「用状」を運ぶ人夫への給米、大庄屋・中庄屋が「郷宿」で請け負ってきた備蓄米、大庄屋配下の者への給米、中庄屋以下が役所で用いる炭代・米を、「去ル辰年」（天保三年）に、郡代所が引き取り計らうようになり、大庄屋から「諸事御廉直」と評価された三人のうち内山・樺野の二人は、その後それぞれ郡代・大坂詰の目付へと昇進・転任している（「勤書」D3-1-100・D3-1-109、津山松平藩文書、津山郷土博物館蔵）。大庄屋たちは「御役所」の「御威光」に「恐怖」して、迷惑していると述べている。郡代の配下の者が「御威光」を盾にして大庄屋と接していた様子がうかがえる。また、郷中の入用で役所の人間を賄うのは前例にないので、役所で負担してほしいと訴えている。十八世紀以降の諸藩の多くでは、実務の権限や財源を大庄屋などに一部委任していた（今村直樹・中林真幸「所得と資産の分配」、深尾京治ら編『岩波講座 日本経済の歴史 第二巻 近世』三三一～三九ページ）。津山藩でも同様に、大庄屋たちが独自の財源で人夫の手配などを行っていたようである。しかし、天保三年にそれらが郡代所によって接收され、郡代所の役人が人夫の手配などを取り計らうようになつている。加えて、役人の「御召抱」にかかる費用が郷中の経費で負担となつた。大庄屋にとっては、それならず、地域の負担も増大したと

いうことで、事態の改善を訴えている。

### 七条目は、領知替に伴う構の再編についてである。領知替によつて、大庄屋の管轄区域の名称は構から触となり、その数も十四から八へと減らされた。拙稿①で述べた通り、天保九年四月、大庄屋たちは触号の撤回などを求めて、嘆願書を提出している。しかし、名

称再変更以外の要求は何も通つておらず、構の減少によつて、その規模が大きくなり、経費が増大していると述べている。その上で、「村毎」に大庄屋が命じられている小豆島を引き合いに、以前の状態へ戻して欲しいと訴えている。領知替で津山藩が得た小豆島の領知は、西部六村五八九一石余りである（津山郷土博物館特別展図録第十二冊『津山藩と小豆島』四九ページ）。小豆島では、約千石に一人の割合で大庄屋が任命されていた。それに比べれば、美作国内の津山藩領（約九万五千石）の構が八なのは少ない。天保九年の嘆願書が受け入れられなかつたことから、小豆島の事例を踏まえて、具体的に説得している点は注目すべきである。ちなみに、この訴えを受け

ての対応かは不明だが、嘉永四年二月時点での小豆島の大庄屋紀与一左衛門が一人で三つの村を担当している（「郡代日記」同年同月三日条）。藩側は美作国内の大庄屋を増やすのではなく小豆島の大庄屋を減らすことで、両者の不均衡に対応したものと考えられよう。

### まとめ

最後に、「はじめに」で提示した課題について整理する。第一の課題である大庄屋からみた問題については、文中で恐縮している文言が多く見えることからも分かる通り、郡代の権威の上昇という点が注目される。その結果、郡代一大庄屋→中庄屋という従来の伝達ルートから、郡代→下代→大庄屋、さらには郡代→下代→中庄屋という伝達ルートが増加し、下代と中庄屋の結び付きが強くなつている。これは大庄屋にとって、彼らの存在意義に関わる問題のため見過ごせなかつた。そこで下代と中庄屋の間の金銭・物品の授受や連日の酒宴を問題視して、彼らの関係を郡代に訴えたのであつた。「郡代日記」によれば、天保十三年六月、下代三人が「不相応之御用向」

を取り扱つたとして免職され、いる（同年同月十三日条）。あるいは、この訴えを受けての措置であつたのかもしれない。

もう一つの問題は、農村社会の窮状である。知行替以降、年貢率の調査（「検見」）が「荒目」となり、税率が上昇した。検見に伴う役人の過剰な接待も問題となつて、その他にも、四条目の盜賊捕縛の経費が余計にかかる事例や、六条目の役人の人件費が転嫁された事例などでも分かる通り、負担が増えて経済的に苦しい状況がうかがえる。

次に、第二の課題としてあげた構の編成をめぐる問題について述べる。大庄屋の要望であつた構の旧制復帰は、二度の嘆願にもかかわらず聞き入れられなかつた。その理由の一つは拙稿②で述べたが、津山藩の将来の加増・領地替に対応するためと思われる。藩主・松平斉民は、天保十一年十一月にも幕府へ働きかけをするなど、その後も加増を諦めていなかつた（『津山藩と小豆島』五〇ページ）。

それでは、なぜ嘉永六年八月になつて、構の旧制復帰が行われたのか。当時の最大の問題は、同年

六月のペリー来航に伴う外国からの脅威である。拙稿②で「両者が直接的に結びつくことはないだろう」と述べたが、必ずしもそうとは言い切れないようである。嘉永六年八月七日、ロシア船が長崎へ来航したという知らせが幕府から津山藩留守居へもたらされる。それを受けて、津山藩も九月下旬に津山から江戸へ大砲を取り寄せている。翌年一月にペリーが江戸湾へ再来すると、津山藩は幕府の命を受け、高輪を警備する（『津山市史第五巻』十三～十五ページ）。こうした動きと大庄屋たちは無関係ではなかつた。嘉永六年十二月、大庄屋たちへ人夫四百人・馬八十匹が課され、それらは構単位で分担された（『岡山県史津山藩文書』九〇六・九〇七・九〇九・九一〇ページ）。こうした点を踏まえると、嘉永六年八月に構が再編された背景をうかがえる。大庄屋によれば、郡を単位とした構では管轄区域が拡大し、「最寄不弁理」となつて「万端差支」えたのだとう。したがつて、その状態では、人夫の賦課に支障を來すと藩側は考えたのだろう。構の区域を元に戻すことと、村々への軍役賦課を

円滑に行おうとしたと思われる。また、軍役負担に併せて、大庄屋たちの乗馬や槍の使用が認められている（『岡山県史津山藩文書』九〇二ページ）。構の旧制復帰という大庄屋の訴えを聞き入れることで、軍役負担に報いようと考えたのかもしれない。

このように考えると、ペリー来航に伴う幕府からの軍事要請といふ外圧によって、津山藩の将来の加増・領知替という内向きの思考が、変更されたこととなる。国難を前にして、領知の拡大という私的な事情は通用しなくなつたのである。

## 津山市史だより 第18号

発行：令和4年3月31日

編集：津山市史編さん室

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1 弥生の里文化財センター内

TEL: 0868-22-5820 FAX: 0868-24-8414

Eメール: shishihensan@city.tsuyama.lg.jp